

「国民投票運動としてのテレビCM」に関するルール改善を図る議員連盟の発足に際して

来週（8月29日）、私たち市民グループ〔国民投票のルール改善を考え求める会〕の要請に応える形で、衆参の国会議員有志が「国民投票運動としてのテレビCM」に関するルール改善を図る議員連盟（正式名称は当日に発表）を発足します。国権の最高機関であり唯一の立法機関である国会を構成する議員のみなさまが、主権者である国民の声に耳を傾けて立ち上がってくださることに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

私たちが「国民投票のルール改善議連」に求め、期待することは下記の通りです。

国民投票において賛成あるいは反対への投票を訴えるテレビCM（広告放送）は、これを頻繁に流すことによって主権者の投票行動（理性的認識ではなく感性的認識による）に強い影響力を及ぼす可能性がある。そのため、現行の国民投票法においては、「何人も、国民投票の期日前14日に

当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない」（第105条）と規定している。

これについて一部の学者・政治家らから、現行法の規定では、投票日（期日）前15日まではテレビCMを流し放題であり、頻繁に流すことができるのは潤沢な資金を有する陣営のみなので、国民投票が低劣かつ不公平なものになりはしないかという危惧が表明され、それを理由に「憲法改正発議⇒国民投票の実施」に反対すべきだと主張する人もいる。

このような状況で、私たち〔国民投票のルール改善を考え求める会〕は以下のような提案を行う。選挙での運動ルール（公職選挙法の規定）とは異なり、国民投票においては個人であれ団体であれ誰もがかなり自由に運動を行えるルール設定になっている（個別訪問可。ビラの配布や辻説法も自由）。私たちはそれには賛成するが、国民投票運動としてのテレビCM合戦が運動体の資金力の差により著しく不公平なものになるのはよくないと考える。

そこで、「国民投票運動としてのテレビCM」に関しては、イギリスのルール・実施事例に倣い、賛否両派がそれぞれ別個に制作したCMを公費によって「同一時間帯に同一時間」流す（公共放送、民間放送とも）ルールにすることを提案する。このルールには道理があるが、近々なされる可能性がある〔9条改正の発議⇒国民投票の実施〕の前に現行の国民投票法を改正して導入することは、時間的にも政治状況的にもかなり難しいので、民間放送連盟に属する民放各局やNHK（日本放送協会）が、自主的に「同一時間帯に同一時間」流すというルールを採用するようにしたい。

その実現のためには、国会や主権者である国民が民放連やNHKに採用を強く要望する必要があるが、今回結成・発足する議連には、その実現性を高めるために民放連やNHKとの「懇談および意見交換」を迅速かつ積極的に重ねることで、前述のようなルール設定を自主的に採用し運用するよう民放連やNHKに働きかけていただきたい。

さて、ここに至るまでの私たち「国民投票のルール改善を考え求める会」の活動について簡単に紹介し、どのような議論を経て上記の考えに達したのかを説明します。

本会は別紙Aのとおり、2016年9月27日に「憲法改正／国民投票」のルール改善（国民投票法の改正）を考え、立法府にそれを求める動きを起こすことを主権者に呼びかけました。

<http://ref-info.com/10-24meet/>

その後、同年10月24日、12月12日、および翌2017年2月13日にこの件に関するシンポジウムを参院議員会館内で開催しています。そして、その2日後（2月15日）に国民投票のルール改善（国民投票法の改正）を考え求める会の提案を発表しました（別紙B）。

<http://ref-info.com/2017-02-13meet-3/>

3カ月後の2017年5月30日に学者やジャーナリストらによる円卓会議を開き、前述の「2月15日の提案」について議論しました（別紙C）。半数ほどの人がこの案に賛成する立場から意見を述べましたが、現行法を改正して「CMは発議後に全面禁止」とすべしとか、規制は一切するべきではないといった反対意見もありました。<http://ref-info.com/httpref-info-com2017-05-10meet/>

2017年7月には民間放送連盟と衆参両院の憲法審査会長宛に、テレビCMに関するルール改善を求める「要望書」を手渡しています（別紙D）。<http://ref-info.com/youbou-2/>

2017年12月以降は「議連発足」の実現を念頭に、今回立ち上がってくださる船田元さん、櫻井充さん、杉尾秀哉さん、山尾志桜里さん、真山勇一さんら各議員を招いての懇談会を5度にわたって重ねました。うち3回は櫻井さんの要請により参議院法制局の職員も出席し、私たちが望むルール改善を法改正によってなす場合に必要な条文改正に関して説明を受けました。

今後も今回発足する議連のみなさんと手を携えて、前述のルール改善を実現する活動を続行する所存です。

井上達夫（法哲学者。東京大学大学院教授）

堀 茂樹（フランスの文学及び思想研究者、慶應大学名誉教授）

本間 龍（作家。『メディアに操作される憲法改正国民投票』の著者）

宮本正樹（劇映画『第九条』の監督、脚本）

今井 一（ジャーナリスト。『国民投票の総て』の編著者）